

別表第1（第2条関係）

松伏町立小中学校指定校変更の許可に関する基準

（1）松伏町立小学校における指定校変更許可基準

区分	具体的事由	該当学年	許可期間	添付書類・備考
A 住居に関するもの	4月1日以降に町内転居した場合	1～4年生	学年末まで	住民異動届通知書
		5～6年生	卒業まで	
	住宅の新築等により、転居前にあらかじめ転居後の指定校への就学を希望する場合	全学年	理由が消滅するまで年度ごとに更新	転居先及び住宅の引渡し日が確認できる書類 ・建築請負契約書の写し ・売買契約書の写し ・賃貸借契約書の写し
	新築・改築等により仮住居に居住する場合	全学年	理由が消滅するまで年度ごとに更新	新築・改築等が証明できるもの
B 家庭環境によるもの	共働き等により、児童の帰宅時に保護者が不在であり、やむを得ず祖父母宅等へ預けなければならないため、預かり先住所の指定校に就学を希望する場合	全学年	理由が消滅するまで年度ごとに更新	勤務証明書 営業証明書 保育先の証明書
	保護者の長期入院・長期通院等により保護を要する場合	全学年	理由が消滅するまで年度ごとに更新	入院・通院が証明できるもの
	生活拠点住民登録地と異なる場合	全学年	理由が消滅するまで年度ごとに更新	生活拠点が証明できるもの
	兄弟姉妹を同一校に通わせた方が望ましい場合	全学年	卒業まで	
C 児童に関するもの	身体的な事由により指定校への通学が困難な場合	全学年	理由が消滅するまで年度ごとに更新	医師の診断書等、事由を証明できる書類
	いじめ・不登校の原因が学校生活に起因している場合	全学年	卒業まで	
D その他	住民票の異動が困難な場合（非常災害又はDVによるもの等）	全学年	理由が消滅するまで年度ごとに更新	
	その他教育的配慮により教育委員会が認めた場合（学童保育の状況を含む。）	全学年	理由が消滅するまで年度ごとに更新	学童保育への入室が確認できる書類等
E 通学区区域変更に関するもの	通学区区域変更予定地区に居住している令和2年度入学予定児童が、令和3年度の変更予定校に入学を希望する場合	1年生	卒業まで	

許可条件

- 1 通学方法及び通学経路については、学校長の指示に従うこと。
- 2 登下校における事故については、保護者が責任を負うこと。
- 3 許可期間終了後は、児童生徒が、居住地の指定校に就学すること。

別表第2（第2条関係）

（2）松伏町立中学校における指定校変更許可基準

区分	具体的事由	該当学年	許可期間	添付書類・備考
A 住居に関するもの	4月1日以降に町内転居した場合	全学年	卒業まで	住民異動届通知書
	住宅の新築等により、転居前にあらかじめ転居後の指定校への就学を希望する場合	全学年	理由が消滅するまで年度ごとに更新	転居先及び住宅の引渡し日が確認できる書類 ・建築請負契約書の写し ・売買契約書の写し ・賃貸借契約書の写し
	新築・改築等により仮住居に居住する場合	全学年	理由が消滅するまで年度ごとに更新	新築・改築等が証明できるもの
B 家庭環境によるもの	保護者の長期入院・長期通院等により保護を要する場合	全学年	理由が消滅するまで年度ごとに更新	入院・通院が証明できるもの
	生活拠点が住民登録地と異なる場合	全学年	理由が消滅するまで年度ごとに更新	生活拠点が証明できるもの
	兄弟姉妹を同一校に通わせた方が望ましい場合	全学年	卒業まで	
C 生徒に関するもの	身体的な事由により指定校への通学が困難な場合	全学年	理由が消滅するまで年度ごとに更新	医師の診断書等、事由を証明できる書類
	いじめ・不登校の原因が学校生活に起因している場合	全学年	卒業まで	
	指定校に希望する部活動がなく、卒業まで当該部活動の継続を約束し、部活動がある学校へ入学を希望する場合	1年生	当該部活動を退部するまで年度ごとに更新	
D その他	住民票の異動が困難な場合（非常災害又はDVによるもの等）	全学年	理由が消滅するまで年度ごとに更新	
	特定の地域に居住かつ松伏第二小学校を卒業まで在籍し、松伏第二中学校へ入学を希望する場合	1年生	卒業まで	
	小規模特認校制度を利用かつ金杉小学校を卒業まで在籍し、松伏中学校へ入学を希望する場合	1年生	卒業まで	
	その他教育的配慮により教育委員会が認めた場合	全学年	理由が消滅するまで年度ごとに更新	

許可条件

- 1 通学方法及び通学経路については、学校長の指示に従うこと。
- 2 登下校における事故については、保護者が責任を持つこと。
- 3 許可期間終了後は、児童生徒が、居住地の指定校に就学すること。